破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５２４号
函館市亀田町14番８号
債務者　佐藤　精司
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３３号
函館市大縄町24番９号
債務者　松田　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３５号
北海道北斗市七重浜１丁目13番８号
債務者　古河　凉子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９４号
さいたま市大宮区宮町５丁目135番地６　共同パレスⅡ103号室
債務者　二宮　秀樹
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７２号
埼玉県加須市道地1586―９　武田物産気付、住民票上の住所埼玉県上尾市大字原市2198番地１　グランドヒルズ上尾原市308
債務者　高橋　由男
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５０号
埼玉県戸田市喜沢２丁目14番地の４
債務者　細野スミ子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７０号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1053番地２　コートアクシス301
債務者　福田　悠一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７５号
埼玉県さいたま市桜区田島10丁目２番11―101号
債務者　加藤　明子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４６号
埼玉県幸手市中２丁目９番13号　リリーフ関根102、旧住所埼玉県幸手市南３丁目11番14号
債務者　松本　和子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９０号
埼玉県上尾市柏座１丁目10番３―17号　柏座マンション304、旧住所埼玉県蓮田市西新宿２丁目52番地　グランハイムＳＨＯＥＩ―Ａ―202号
債務者　中島　寿子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
新潟県南魚沼市中390―９　パラダイスプレイス203、住民票上の住所新潟県南魚沼市上十日町422番地１
債務者　原澤　　栄
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
新潟県十日町市妻有町西１丁目３番地７
債務者　田高　　章
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
新潟県長岡市福住１丁目４番30号
債務者　細川　明子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
新潟県見附市今町２丁目１番12号、前住所東京都北区浮間３丁目１番２―407号
債務者　岡田　陽介
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２５６９号
名古屋市南区豊田５丁目15番３号　宝マンションサザンスクエア壱番館407号
債務者　大森まゆ子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６４９号
名古屋市西区長先町127番地　オダハイツ502号
債務者　石井真由美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部